

## 第30回 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会 議事録

1. 日時：令和3年5月14日（金）15:00～17:10
2. 場所：Skype 会議／中央合同庁舎8号館14階内閣府沖縄振興局長室
3. 出席者
  - (1) 構成員  
相澤座長、西澤委員、大島委員、岡崎委員、長我部委員、瀧澤委員、宮浦委員、山本委員
  - (2) 内閣府  
原沖縄振興局長、水野審議官、中田総務課長、杉田次長、伊藤企画官

○相澤座長 それでは、定刻になりましたので、第30回「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」を始めます。

お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言が発令されていることを踏まえまして、ウェブでの開催となりました。

小柴委員におかれましては、所用のために御欠席と伺っております。

本日は、文部科学省から高等教育部私学部の小谷私学行政課長においていただいております。どうもありがとうございます。

内閣府沖縄振興局からは、原沖縄振興局長、水野大臣官房審議官・沖縄科学技術大学院大学企画推進室長、中田総務課長、杉田次長、伊藤企画官が参加しております。

このほかに、傍聴を希望された方が参加しております。

それでは、議事に入る前に、議題及び資料、ウェブ会議の注意事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○杉田次長 OIST室の杉田です。

それでは、私から御説明いたします。

本日の議題は、「1. 学校法人のガバナンス発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」「2. OISTの今後の展開について」「3. その他」です。

配付資料について一つ一つの確認は行いませんが、議事次第に掲げているとおりです。

本日はスカイプによるウェブ会議となりますので、皆様に特に御注意いただきたい事項を説明いたします。

ハウリングを防ぐために、発言される際を除き、マイクはミュートでお願いします。

会議中に音声途切れたり、画面が固まってしまうようなことが発生した場合には、お手数ですが、接続しておられる機器を再起動してくださるようお願いいたします。

発言される際には、冒頭、必ずお名前をお知らせください。

会議中に接続トラブル等がございましたら、お手数ですが、事務局に電話にてお知らせください。

私からは以上です。

○相澤座長 本日は、3月の検討会でもお諮りいたしました。忌憚のない意見交換を行う趣旨から、議事の2番目以降は非公開とさせていただきます。議事概要及び資料は後日内閣府ウェブサイト公表いたしますので、あらかじめ御承知いただきたいと思います。

それでは、議題の1番目「学校法人のガバナンス発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」に入ります。学校法人のガバナンス改革については、文部科学省の有識者会合で改革の方向性が3月に取りまとめられたと伺っております。現時点の動向を委員の皆様と共有していただくという意味もあり、本日は、文部科学省高等教育局私学部私学行政課の小谷課長においでいただいております。

それでは、早速でございますが、小谷課長から御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○文部科学省小谷私学行政課長 文部科学省私学行政課長の小谷でございます。

まず、私立学校法につきましては、学校法人について定めておりますが、昭和24年に制定されて以来、累次の改正がなされておまして、学校法人制度の改善が図られてまいりました。直近では令和元年に法律改正がなされまして、監事の機能強化や評議員会の諮問事項の追加などが改正されておりますけれども、資料3-1の裏面でございますが、その制定・成立に当たっての国会審議におきましては、衆議院・参議院のほうから、さらなる監事の充実や理事長の解職に関する規定の追加などといった、さらに改善を図るような検討の決議がなされているところでございます。

また、資料3-1の表面に書いてございますけれども、令和元年6月のいわゆる骨太方針2019におきましては、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人のガバナンスの在り方について必要な検討を行うということ。加えて、公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分に踏まえて、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のために速やかに検討を行うとされました。これを受けまして、文部科学省では、令和2年1月から11回、学校法人のガバナンスに関する有識者会議において、能見座長をはじめとした委員の皆様方に御議論いただき、3月19日に取りまとめをいただいたところです。

内容につきましては、時間の関係もございますので、本文として資料3-3をお配りしておりますが、資料3-2の概要で御説明をさせていただければと思います。

まず、今回の報告書の基本的な認識で、学校法人のガバナンスとはということでございます。こちらについては、誠実・高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合には解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組みという形で位置づけられております。この改善

を図るためにどのような制度改善が必要かということで議論がなされました。

まず1点目、左側の上からありますが、「評議員会の基本的な職務」についてでございます。

評議員会につきましては、学校法人の業務・財務について意見を述べたり、あるいは理事長からの諮問に答えたりする機関でございますけれども、幅広い議論と法人運営の意見反映の中核的な機能を維持する。その上で、チェック・監督機能のさらなる強化のために、理事・監事である役員を選解任を行う。さらに、現在でも理事長があらかじめ意見を聴かなければならないとされております中期計画、寄附行為の変更、合併、解散、役員報酬支給基準などの重要事項につきましては、同意、承認等の議決を要することとすると提言されました。また、理事長が報告することとなっております決算・事業実績につきましても、評議員会が承認の議決を行うということを提言されております。

このように、監督機能が強化されることに伴いまして、評議員による書類交付の請求、役員解任の訴え、違法行為の差止め請求等の仕組みについても導入するよう提言されております。

続きまして、「役員を選解任の在り方」でございます。

まず役員選任につきましては、先ほど申し上げましたが、評議員会が行うということでございます。理事につきましては、現在、私立学校法におきましては校長、評議員のうちから選ばれる理事が法定されているわけでございますが、この校長理事の制度は維持する。しかしながら、評議員のうちから理事が選任される場合は、自己監視に陥らないよう、選任に当たり評議員の辞任を求めるということが提言されております。

また、役員解任につきましても評議員が行うということで、職務義務違反等の解任事由を定めるということが提言されているところです。

続いて、「評議員の在り方」でございます。

評議員につきましても、私立学校法におきましては、当該学校法人の職員、それから25歳以上の卒業生が法定されておまして、さらに学識経験者で構成されていることが一般かと思えます。しかしながら、学校を取り巻く多様なステークホルダーを反映するという観点から、構成を見直すと提言されておまして、各役員、評議員の親族・特殊関係者は、評議員の就任を禁じるということ。また、学内関係者の割合にも上限を課しまして、段階的に引き下げていきまして、先ほど申し上げました役員選解任、決算、事業実績の承認といった監視の局面では、理事兼務者の議決権の除斥を求めて、また、評議員の人材確保を見極めつつ、将来的には兼務の禁止に取り組むということが提言されております。そういったことから、理事による評議員の選解任は認めないということでございます。

評議員につきましても、評議員による解任の訴えの仕組みを整備するとともに、現在、理事・監事が対象となっております大臣の解任勧告の対象に評議員も加えるということが提言されております。

続きまして、右のほうの「評議員会の運営」でございます。

評議員会につきましては、まず、理事会が議題・議案を招集前に定めるということ、それから、現在では総評議員の3分の1以上の請求があれば評議員会が開かれることとなりますが、それに加えて、議決事項につきましては、評議員お一人でも招集請求や議題・議案の提案を可能とするといったことも提言されております。

続きまして、「理事会・監事の職務等」でございます。

理事長の選定・解職は、現在寄附行為に委ねておりますが、理事会が行うということ。さらには業務執行理事の位置づけや決定手続を定めて、理事長・業務執行理事に理事会への一定期間ごとの報告義務を課すことで、理事会のモニタリング機能の強化も充実することが提言されております。

また、監事につきましては、現在、評議員会の同意を得て、理事長が任命しているわけですが、先ほど申し上げましたように、監事の選任・解任も評議員会が行うということ。そして、各理事の親族や特殊関係者は、監事の就任を禁じるということなどが提言されております。

最後に、「監査体制、ガバナンスの自律性等」についてでございます。

現在でも私学助成を行っているところにつきましては、一定額を超えますと会計監査を求めているところがございますが、法人の規模等に応じまして、会計監査の義務づけの検討を行うということ。また、内部統制システムの整備の義務づけを行うといったことが提言されております。さらに、評議員の構成や理事の選任方針などの法人のガバナンスに関する情報につきましても、事業報告書の開示事項に定めるということ。さらには、組織に関する訴えの出訴期間や当事者適格等の整備、特別背任や目的外投機取引等の罰則の導入なども提言しているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ただいま、学校法人のガバナンス改革の方向性について御説明いただきました。この段階では、OISTとの関係がどうかというような具体的なことについては時期尚早ということで、全体的な方向性について、何か御質問等がございましたらならばお受けしたいと思っております。委員の皆様、いかがでしょうか。

長我部委員、どうぞ。

○長我部委員 御説明、ありがとうございます。

今の御説明を伺って、会社組織との対応で考えているのですが、ガバナンスの構造として、いわゆる委員会等設置会社における取締役会の役割を評議員会が行い、いわゆる執行役が構成する経営会議の役割が理事会だと。評議員会は取締役会として善管注意義務をもって理事会を監督するというような仕組みだと理解してよろしいですか。

○文部科学省小谷私学行政課長 委員の皆様方の意見ではありますけれども、評議員会が株主総会のようなイメージで、理事会が取締役会のようなイメージだというような意見も出ておりましたが、会社法と照らし合わせて議論がされたわけではございませんというの

が実態でございます。

○長我部委員 もちろん完全な対応ではないと思うのですが、アナログカルに理解しようと思いましたが、今の御説明では理解いたしました。ありがとうございます。

○相澤座長 それでは、そのほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は大変お忙しい中、わざわざお越しいただきまして、御説明いただき、私どもの理解を大変深めたところでございます。誠にありがとうございました。

(文部科学省 退室)

○相澤座長 これからは、次の議題「OISTの今後の展開について」に移ります。

これ以降は、先ほど申しましたように、忌憚のない意見交換を行う趣旨ということで、会議そのものを非公開の扱いとさせていただきます。ただ、議事概要につきましては、後日、内閣府のウェブサイトで公開させていただきます。

陪席者・傍聴者の皆様は、御退席いただくようによろしくお願いいたします。

(議題2以降省略)